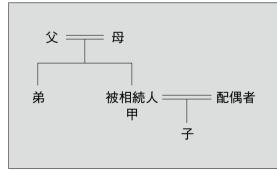
▼このように情報提供してみよう



被相続人甲の家族構成



は均等割りになります。 兄弟姉妹が法定相続人の場合、 2、父母が3分の1」、 す。配偶者と直系尊属が法定相続 者が2分の1、 が数人いる場合には、 4分の1」となります。 「配偶者が 人となる場合、「配偶者が3分 子や直系尊属あるいは兄弟姉妹 4分の3、 子が2分の 兄弟姉妹 配偶者と ĭ

偶者がいない場合には、

血族

辛

直系尊属・兄弟姉妹)

0)

%になります。

に死亡している場合やそもそも配

なお、

被相続人の配偶者がすで

配偶者が2分の1、 相続人が配偶者と子2人の場合、 から、 分の 人の持分は 1」となり 子が2分の その相続分 例えば、 「 2 分

> 判定について例を挙げて考えてみ ここで、 相続人とその相続分の

相続人と相続分を説り関係図を示しながら

明

人甲には、 います。 相続人となります。 図表2を見てください この場合、 配偶者と子、 血族相続人 配偶者は必 父母、 被

については、順位が定められてい 順位として子が相続 父母や弟には相続 相続分は配 配偶者

るため、

第 1

人となります。

相続対策について こんな情報提供を行おう

ここでは、相続手続きや争族対策などの情報をどのよ うに提供すればよいかを解説します。

れます。 立場の人のことをいいます。 他方のことをい 受理され、 ての血族が相続できるわけではな ている家族で、 する相続権がありません。 内縁の妻には内縁の夫の財産に対 互いに配偶者に該当せず、 た妻や妻から見た夫が配偶者で められている夫婦の一方から見た 配偶者とは、 血族相続人とは、 配偶者は常に相続人になりま 内縁関係にある男性と女性は 法律上の婚姻関係が認 います。 相続人になり得る 婚姻届を提出して 血のつなが 夫から見 例えば す

相続人には、 一般的に法定相続人とい 民法で定められてい 「血族相続人」 被相続人の がなり 、ます。 「配偶

ます。

ないのですが、 ひ孫・玄孫など何代先でもかまわ ます。これを代襲相続とい よりも先に死亡している場合に なお、 代襲相続は、 死亡した子や兄弟姉妹の直系 甥の代のみ認められてい 11

権利が認められてい には養子は実子と同様に相続する った場合、 養親が亡くなっ たとき

相続する順位が決めら

れて

ます。 が相続人となります。 3順位として被相続人の兄弟姉妹 して子が相続人となり、 い場合には第2順位として直系尊 また、子や兄弟姉妹が被相続人 も直系尊属もいない場合には第 (父母あるいは祖父母等) 子がいる場合は第1順位と 子がい が、

(子・孫等) が相続人となり 養子縁組により養子とな 兄弟姉妹の場合に 子の場合は孫・ ま

配偶者と子では

相続分は図表1のように定められ 財産の割合についても規定されて 分割の目安となるものです。 る相続分 ます。 民法により、 法律により定められてい (法定相続分) 相続人が相続する は、 法定

となる場合、 例えば配偶者と子が法定相続人 法定相続分は

2分の1ずつの相続割合

図表 1 法定相続人と法定相続分					
	法定相続人	法定相続分			
	配偶者と子	配偶者:2分の1	子:2分の1		
	子のみ	子:全部			
	配偶者と直系尊属	配偶者:3分の2		直系尊属: 3分の1	
	直系尊属のみ	直系尊属:全部			
	配偶者と兄弟姉妹	配偶者:4分の3			兄弟姉妹: 4分の1
	兄弟姉妹のみ	兄弟姉妹:全部			

バンクビジネス 2018年12月15日号

偶者と子がそれぞれ2分の

と子が相続人となり、 権はありません。よって、

続分について具体的に説明すると

37

関係図を示しながら、

相続人と相

お客様に説明する際に

は、

法律によって相続

の

範

囲

相続に関する手続き

や相続分の目安が決ま

つ

いるのをご存じですか

れが相続人か

これは